

このため、管理経費の徹底した縮減を行い、自主財源の確保を図るための自主財源率、また施設の稼働率や利用者数の数値目標を設定し、その達成に向けて全力で取り組むことにより、健全な経営を確保し、県民文化の振興の一翼を担っていきたい。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民文化生活部県民文化課)

監査結果の通知を踏まえて、県民文化生活部長名で財団法人滋賀県文化振興事業団理事長あて通知し、改善措置の検討、報告を求めるとともに今後より適正な事務の執行等を指導・助言した。

当該監査の意見に基づき「②財団法人びわ湖ホール」が講じた措置の内容

自主事業の実施にあたっては、多くの県民に来場いただけるよう、幅広いジャンルの公演を行い、土日・祝日の昼公演を中心につつ、平日の昼間の公演も実施しながら、今後とも一層工夫を行い観客創造に努めていく。

事業収入の拡大に向けて、より高い入場率の実現によって収入増を図る必要があると考えており、今後も幅広い広報営業活動に一層の努力をしていく。なお、自主事業公演の收支予算では入場率は70%に設定しているが、今後は75%以上の入場率を目指す。

また、新たな経営の視点を取り入れながら、平成18年度からの指定管理者制度の導入を踏まえた、中期的な経営方針を策定するなど、健全な法人経営に努めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民文化生活部県民文化課)

監査結果の通知を踏まえて、県民文化生活部長名で財団法人びわ湖ホール理事長あて通知し、改善措置の検討、報告を求めるとともに今後より適正な事務の執行等を指導・助言した。

当該監査の意見に基づき「③社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団」が講じた措置の内容

平成13年4月から事務の集中化に努めているが、今後は複数年契約などの実施等により事務集中化の効果をさらに高めることとしている。

また、指定管理者制度が導入されたことから、平成18年度は、当事業団として県立の9施設を管理・経営しているが、数値目標を設定し、より効率的・効果的な経営に努めている。

なお、利用の低調な生活管理指導短期宿泊事業については、事業の廃止も視野に入れて見直しを図ることとしている。

外部委託については、既に4施設の給食業務を外部委託しているが、平成18年度からは、さらに1施設の給食業務を外部委託し、経営改善に努めている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (健康福祉部健康福祉政策課)

当事業団の経営基盤の確立は喫緊の課題であり、そのためには団体自らによるさらなる経営改善の努力が必要と認識している。

平成18年度からは指定管理者制度が導入されたが、その運用に際しては、経費縮減等についての管理運営目標を設定し、その達成状況や具体的な取組内容について県への報告を求ることとしている。

当該監査の意見に基づき「④滋賀県道路公社」が講じた措置の内容

国の許可を受けた有料道路事業計画については、許可以降の社会・経済事情等の変動に伴い、事業によっては計画と実績が大きく乖離している状況にある。

のことから、平成18年度中に公社の安定経営に向けて、各事業別に将来交通量推計、改築・維持補修計画、収支計画、償還計画等の見直しを行い、中期的な目標の設定を行うこととしている。

また、料金徴収事務委託の一括契約の導入については、課題の整理と検討が必要と考えているが、現在単年度契約としている契約方法を改め、平成19年度から2年間の複数年契約を行うこととしている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部道路課)

平成18年3月に策定された新外郭団体見直し計画に沿って、道路公社自ら中長期的な目標を設定し業務運営を計画的・効率的に行うよう指導した。

また、料金徴収業務等については、県の方針に準じて、委託業務について可能なものから複数年契約の採用について検討するよう指導した。

**当該監査の意見に基づき「⑤滋賀県住宅供給公社」が講じた措置の内容**

平成17年度中の分譲の結果、平成18年3月末の未売却数は32区画であり、これら継続中の事業について、平成18年度は、より一層販売活動を強化することにより、早期完売に努める。

中でも、新旭駅前団地13区画については、地元木造事業者と連携して、地域の需要者の掘り起こしを行うため相談窓口の拡大を図るとともに新たに木質系大手プレハブ業者の導入についても検討し、早期分譲に努める。

**当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部住宅課)**

民間における住宅供給の状況を踏まえ、現在所有している住宅・宅地については、より一層販売活動を強化し、早期完売に努めるよう指導した。

また、特に新旭駅前団地13区画については、相談窓口の拡大や新たな販売手法を検討するなど、早期分譲に努めるよう督励をした。

**監査結果報告年月日 平成18年2月20日**

**監査の意見**

(2) 保有する財産の処分について(滋賀県土地開発公社)

滋賀県土地開発公社が造成し、平成9年3月に完工したびわ細江工業団地7区画(141,104m<sup>2</sup>)は、平成9年11月に1区画を売却したが、なお6区画(112,104m<sup>2</sup>)が未売却の状況である。早期に経済的な効用を發揮させるためにも、その処分に向け、販売のあり方を含め検討を行い、完売できるよう努められたい。

**当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容**

公有地拡大推進法の改正により、賃貸制度を導入するとともに販売価格を引き下げるとして、広くPRしたことにより、分譲、賃貸とも最近になって具体的な引き合いがあることから、県関係課と連携を密に積極的に販売活動を行うことにより、早期企業立地に努めることとした。

**当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (政策調整部企画調整課)**

賃貸制度の有効活用や適正な販売価格の設定および県関係課と連携したPRなど完売に向けた積極的な販売活動に取り組むよう指導した。

**監査結果報告年月日 平成18年2月20日**

**監査の意見**

(3) 産業廃棄物の再資源化の促進について(財団法人滋賀県環境事業公社)

産業廃棄物については、環境への負荷ができるだけ低減し、環境と経済が調和した持続的に発展する地域社会を実現する上からも、その排出量の抑制と再資源化が求められている。滋賀県環境事業公社が昭和62年から実施している産業廃棄物再資源化促進事業は、企業間における廃棄物の交換を促進し、資源の有効利用を図ろうとするもので、時宜を得た有効な取組みとして期待されるので、事業所等への効果的な広報啓発等、情報提供に積極的に取り組まれたい。

**当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県環境事業公社」が講じた措置の内容**

産業廃棄物再資源化促進事業の一環である廃棄物再生利用等情報制度については、企業のニーズに応えられるよう交換(取引)実績の把握をするため、県とともに事業所にアンケート調査を実施し、事業の内容や廃棄物の最新の情報等について内容の充実を図っている。

**当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部資源循環推進課)**

企業間における廃棄物の再生利用を促進するため、公社とともにアンケート調査を実施し、公社が運用している廃棄物再生利用等情報制度の内容の充実を図ることとした。

また、平成18年度からは現行のHP、情報誌での情報提供に留まらず、排出事業者と資源化事業者を有機的に結びつけるための廃棄物の資源化仲人システムを検討することと

した。

監査結果報告年月日	平成18年2月20日
監査の意見	

(4) 債務の抜本的な対策について（社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社）  
戦後、国策として推進された拡大造林政策の一翼を担ってきた公社による造林については、木材価格の低迷と外国産材の輸入増大などにより、多額の債務を抱える経営問題の解決に困窮を極めている。本県においてもその状況は深刻であり、関係府県等との緊密な連携の下に、地域を超えた取組みを積極的に推進し、政府に対し強力に働きかけを行い、早急に債務の抜本的な対策を講じ、経営の改善に努められたい。

当該監査の意見に基づき「社団法人滋賀県造林公社 財団法人びわ湖造林公社」が講じた措置の内容

林業公社等の問題は、国の林業施策および金融施策の在り方の問題であることから、政策面からの対策が不可欠であるため、全国森林整備協会を通じて国に要望活動を行うとともに、農林漁業金融公庫に対して返済猶予や利息の減免について要望を行っている。

また、経営改善検討会議において、既往債務の処理方策、森林づくりの方向性、今後のランニング経費等を中心に滋賀県および下流社員と精力的に検討を進めており、早急に新たな経営計画を策定し、公社の抜本改革に努めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部林務課)

林業公社等の問題は、全国共通の課題であることから、これまで関係府県が連携し、近畿ブロック知事会や全国知事会等を通じて、国に対して公社の抜本改革に対する支援を再三要請をしてきた。昨年11月には、公庫と本県をはじめ関係20府県が連携をして「林業公社等に係る金融問題検討会」を設置し、本年3月に19年度国の概算要求に向けて新たな金融制度について政策提言を行った。こうした取り組みの成果を反映させ、また国の19年度概算要求の内容を見極めながら、下流社員や公庫と協議・調整を進め、平成18年度中に経営改善策を取りまとめることとしている。

監査結果報告年月日	平成18年2月20日
監査の意見	

(5) 国際湖沼環境委員会のあり方について（財団法人国際湖沼環境委員会）

昭和62年許可の財団法人国際湖沼環境委員会（ILEC）は、世界湖沼会議の開催や国際連合環境計画（UNEP）－国際環境技術センター（IETC）の支援など、湖沼の持続可能な管理と保全に関する国際協力活動を、県等の人的・財政的支援により実施している。県の支援・努力が県民の目に触れる形となるよう留意するとともに、今後の開発途上国における湖沼環境管理等に関する援助のあり方や県の支援のあり方などについて、中長期的な運営計画を定められたい。また、国際連合環境計画国際環境技術センター協力基金が取り崩されているが、その取扱いについては適切に処理をされたい。

当該監査の意見に基づき「財団法人国際湖沼環境委員会」が講じた措置の内容

自助努力による運営強化を図るために運営計画を平成18年度中に策定することとし、この計画の策定を通じて、基金運用の適正化、事業の整理・見直し、これまで必ずしも十分でなかった事業成果の県行政や県民活動への還元、きめ細やかな募金活動の継続、業務運営の一層の効率化などの検討を行うこととした。また、国際連合環境計画国際環境技術センター協力基金については、同基金規程に則り、適切に処理していく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部水政課)

財団法人国際湖沼環境委員会の運営計画の策定に参加し議論を深めるとともに、併せて国の主務官庁とも協議・調整しながら、その運営のあり方について検討を行うこととした。また、国際連合環境計画国際環境技術センター協力基金の取扱いについては、当該財團に対する支援の中で、適切に対応していく。

監査結果報告年月日	平成18年2月20日
監査の意見	